

## 議案第21号 令和8年度小田原市一般会計予算に対する附帯決議

議案第21号 令和8年度小田原市一般会計予算には、(款)2総務費(項)1総務管理費(目)1一般管理費に、「平和を創るワークショップ事業費」として、35万5千円が計上されており、この予算の内訳は、主に講師謝礼とのことである。

平和事業に関しては、戦後80年の節目であった令和7年度は沖縄へ中学生を派遣し、実際の戦禍の地を訪れるという実体験の事業であったが、令和8年度については、平和講座(ワークショップ)を行うとのことである。このワークショップは、主に物事を平和的に解決するためのコミュニケーション能力を身に付けることに主眼が置かれており、平和事業としての継続性や内容の是非について、問われるところである。

行政が行うべき平和事業とは、平和であることの尊さや意義について、市民自らが考えるきっかけをつくり、平和意識を醸成することであり、それこそが平和を創ることにつながるものとする。過去の戦禍に触れ、戦争の悲惨さを後世に伝え続けようとするたゆまぬ努力はその一つである。その視点から考えると、本事業の目的にある「平和を創る」生き方を考える機会として、ワークショップを行い、コミュニケーション能力の育成を図るということには違和感を禁じ得ない。

また、平和を考えるときには、一方的な視点でなく多角的で幅の広い視点が重要であり、過去を学ぶとともに、今の世界情勢を踏まえることも求められているのではないかと考える。

以上のことから、「平和を創るワークショップ事業」については、平和意識の醸成を念頭に、事業の目的及び内容を再検討することを強く要望する。

以上、決議する。

令和8年3月25日

小田原市議会

## 議案第21号 令和8年度小田原市一般会計予算に対する附帯決議

議案第21号 令和8年度小田原市一般会計予算には、(款)2総務費(項)7市民生活費(目)1市民生活総務費に、「エディブル・スクールヤード推進事業費」として、287万3千円が計上されており、この予算の内訳は、農業指導者謝礼のほか、実践現場の支援、小田原版E S Y(エディブル・スクールヤード)の冊子作成、研修講座の開催等とのことである。

しかしながら、そもそも教育プログラムである「エディブル・スクールヤード」を市民部所管である地域における多世代交流の場づくりの事業とした点は違和感があり、プログラムの本来の理念と市が掲げる事業の目的に大きな乖離があると言わざるを得ない。

本事業では、子どもたちの関わりは想定しているが、学校の関与については必須としないとのことであり、これについても教育的要素についての明確な視点が欠けている点を指摘せざるを得ず、エディブル・スクールヤードという事業名には疑問が残る。

また、事業の担い手についても、地域担当職員や既存の地域団体等に依存する形となっており、現時点で広く担い手を確保する見通しも十分とは言えない状況である。条件の整ったところから事業を始めていくとしているが、事業の持続可能性に対する懸念はぬぐいがたい。

以上のことから、「エディブル・スクールヤード推進事業」については、しっかりとした理念達成に向けたプログラムが構築され、子どもたちや学校、地域、市民全体の十分な理解と協力が得られる事業となるよう、改めて事業の目的を根本から精査し、その目的に沿った事業名、事業内容とされることを強く要望する。

以上、決議する。

令和8年3月25日

小田原市議会

議案第44号 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

議案第44号 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、主に病院事業管理者の附属機関として「小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会」を設置するための改正条例である。

この検討委員会は、必ずしも独立行政法人化を目指して設置するものではないとの説明であったが、現状のままでよいのであれば経営形態の在り方を考える必要はなく、現状の変更、つまりは独立行政法人化を意図していないとする説明には説得力が欠ける。

独立行政法人化については、経営を重視するあまりに、不採算医療の削減や職員待遇の悪化といった懸念があり、市民の間でも慎重な意見が多い。また公務員として採用された職員の身分が変更になることや、議会の関与が「中期計画」等重要事項のみとなり、予算等への議決は不要となるなど、病院の経営等に対して議会のチェック機能が働かなくなることは、大いに議会として懸念すべきことである。

独立行政法人化への経営形態変更に対して、次に議会が意見を言える機会は独立行政法人設立の際の定款への議決時となることから、この改正条例の審査については、議会として熟議を尽くすべきところであり、5月から小田原市立総合医療センターとしてスタートをする時期に、検討委員会を設置することは性急との認識に至ったものである。

とりわけ、検討委員会の答申は本年12月に予定されており、地方公営企業法の全部適用について検証するだけでも相当の時間が想定される中、非常に短く不十分と言わざるを得ない。

独立行政法人化に対する市民の不安の声に鑑みれば、より慎重に時間をかけて検討すべきである。

以上のことから、「小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会」については、本年12月という期日を撤回し、検討の順序として、まず地方公営企業法の全部適用の効果検証をした上で、十分な時間をかけ、慎重かつ丁寧に検討を行い、その検討の経過を逐次、議会へ報告また市民に公開することを強く要望する。

以上、決議する。

令和8年3月25日

小田原市議会